

学校の学級数（学校規模）等の具体的な検討（意見集約）にあたって

1. 学校の適正規模と適正配置について検討する背景

全国的に少子化が進んでいるなか、本市の小、中学数においても児童・生徒数が減少し続け、今後も減少傾向が見込まれることから、本市小、中学校の学校規模について、子どもたちにとって、より良い教育環境や充実した学校教育を推進するためには、どのような学校規模が適正で望ましいか審議するため、委員会を立ち上げて検討します。

<参考>

20年前の平成17年の小学校の児童数は2,138人、中学校の生徒数は1,102人であり、現在、令和7年5月1日の児童数は1,105人、生徒数は615人です。

比較すると、児童は1,033人の減少（△52%）、生徒は487人の減少（△56%）となっており、今後も減少していくことが推計されます。

区分	平成17年度	平成27年度	令和7年度	令和14年度
児童数	2,138	1,582	1,105	735
生徒数	1,102	856	615	518
合計	3,240	2,438	1,720	1,253

2. 韮崎市が目指す教育について

（1）教育の基本理念

「心身ともに健やかに 自ら学び 明日に夢を抱き 郷土を愛する 心豊かな人づくり」

教育はひとづくりであり、ひとづくりはまちづくりの礎です。

誰もが、心身ともに健康で、自らの意志で学び、己の可能性や夢、生きがいを見いだす力を育む教育、そして、豊かな自然と古の人々が紡いだ歴史と文化に育まれたふるさとにらさきを愛する、心豊かなひとづくりをめざします。

（2）学校教育の基本方針

「やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実」

基本理念の下、学校教育の基本方針により、次の重点施策を推進しています。

- ・将来につながる「生きる力」を育む教育の推進
- ・夢と希望を持ち、楽しく学ぶことができる教育環境の整備
- ・幼児期からの一貫した教育支援体制の整備
- ・学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
- ・多様性を尊重した教育機会の保障
- ・キャリア教育の推進
- ・学校における働き方改革の推進

3. 韮崎市における学校の適正規模と適正配置について

学校規模の適正化を図るうえで、国（県）は「クラス数など一定の規模のうえで、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することが望ましい」との考えになっています。

学校は、単に教科などの知識や技能などを習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。

そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒の集団が確保されていることや、経験・専門性などバランス良く教職員が配置され、きめ細やかな教育を実現するために教職員の目が児童生徒に行き届くことが望ましいと考えられます。

未来の子どもたちにとって、受けられる教育の形態や出会う友達の数などに、なるべく学校間の差がなく、望ましい教育環境や質の高い教育の提供を図る必要がありますので、子どもたちの思いや教育条件の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するための適正な学級数（学校規模）について、基本的な考えをまとめていきます。

（1）適正規模

子どもたちの思いや教育条件の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するための適正な学級数（学校規模）について、基本的な考えを検討します。

学級編成について、県は1学級の標準人数を示していますが、実際に編成する基準人数とは異なっています。

【学級編制】

①標準人数

国では、小学校の同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を35人、中学校においては40人としていますが、県では、少人数教育推進の方向性から、小学校1年生から4年生までは25人、5年生は30人、6年生は35人、中学校では35人学級編制（条件あり「はぐくみプラン」）を標準としています。

また、複式学級については、小学校にあっては、国の基準では隣り合う学年の児童が合わせて16人以下（1年生を含む場合は8人以下）、山梨県では、12人以下（1年生は解消、飛び学級はしない）。中学校にあっては、国の基準では8人以下、県では複式学級はしないこととなっています。

②実際の編成人数

（小学校）

- ・小学校1年生を除き、隣り合う学年が12人までは、複式学級（2学年で1学級）となります。（例：穂坂小4年生4人、5年生5人の計9人のため複式学級となります。しかし、県の教職員1人に加え市で教職員1人を追加配置することで複式学級を解消しています。）
- ・県として25人学級を導入していますが、1学年1人から35人までは、1学級となり、26人から35人までの場合は1学級ですが教職員が2人配置されます。（担任1・加配1）
- ・1学年51人から70人の場合は3学級になりますので、仮に1学年60人（例：北東1年生60人）では、3学級で1学級あたり20人となります。（国の2学級とした場合では1学級あたり30人となりますので、1学級あたり10人少ない少人数教育が推進されています。）

(中学校)

- ・複式学級は解消（実施しない）しています。
- ・1学年36人から40人までの場合は、1学級ですが教職員が2人配置されます。（担任1・加配1）
- ・1学年71人から80人の場合は3学級になりますので、仮に1学年80人（例：西中1年生78人）では、3学級で1学級あたり26人となります。（国の2学級とした場合では1学級あたり39人となりますので、1学級あたり13人少なく、少人数教育が推進されています。）

○小1～4

児童数	国	県
1～35	1	1
36～50	2	2
51～70	2	3
71～75	3	3
76～100	3	4

小5

児童数	国	県
1～35	1	1
36～60	2	2
61～70	2	3
71～90	3	3
91～105	3	4

小6

児童数	国	県
1～35	1	1
36～70	2	2
71～105	3	3
106～140	4	4
141～	5	5

○中学生

生徒数	国	県
41～70	2	2
71～80	2	3
81～105	3	3
106～120	3	4
121～140	4	4

○複式学級

区分	国	県
小	隣り合う学年16人 (小1を含む場合8人)	隣り合う学年12人 (小1は解消)
中	隣り合う学年 8人	解消

【教職員配置】

県から学級数に応じた教職員の配置となるため、小学校において複式学級となる場合は、2学年で1人の配置となることや、中学校においては、専門教科担当職員が配置されないこととなります。また、一定数の学級に満たない場合は、養護教諭（3学級以上）や事務職員（4学級以上）等が配置されません。なお、国は中学校に関して「すべての教科で教科担任による指導を行ったり、免許外指導をなくしたりするためには少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」と示しています。（手引きP13）

(参考) 令和6年度 教諭等配当基準

※校長は各校に1人配当されますので、下表には含まれていません。

・小学校

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
配当数	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20

・中学校

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
配当数	2	5	7	8	9	10	12	14	15	17	18	19	20	22	23	25	26

(2) 適正配置

学校を適正規模にするための手法として、一般的に「学校の統合」や「通学区域の見直し」などがあります。また、適正規模にはなりませんが「存続させて充実」などがあります。

配置の検討にあたっては、通学に関して、距離だけでなく、児童生徒の発達段階、道路状況など児童生徒の負担や安全面を十分に考慮する必要があります。

4. 蕪崎市における学校の適正規模等の基本的な考え方について

委員の皆さまに、本市の状況や国や県の考え方、子どもたちや保護者アンケートなどにより、蕪崎市における適正な学級数（学校規模）について、基本的な考え方をお伺いします。

別紙2「学校の適正規模等の基本的な考え方」に記入（入力）をお願いいたします。

事務局にて集約のうえ、次回の委員会にて議題とさせていただきます。

提出につきましては、手書きでも結構ですし、ご連絡いただければ様式（Word）を送信させていただきます。また、任意の様式を添付のうえ送信いただいても結構です。

10月22日（水）までに記入（入力）のうえ、提出くださいますようお願いいたします。

【メールアドレス　： kyouiku@city.nirasaki.lg.jp　】

※メールの場合には、件名を「(適正規模等について) 委員名」としてください。

別紙1「国・県による適正規模等の考え方」

1. 国・県による適正規模等の考え方について

学校規模の適正化・適正配置（要旨）

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。

（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに12学級以上18学級以下）

学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。



統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要

①学校規模の適正化

学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

【学校小規模化の影響の例】

（学校運営上の課題）

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

（児童生徒への影響）

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況毎に区分して提示

【提示例】小学校（1～5学級）複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

②学校の適正配置（通学距離）

スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4 km 以内、中学校：6 km 以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒ 1 時間以内を一応の目安として、市町村が判断

（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

③学校統合を検討する場合の留意事項

保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

【内容例】

（統合の適否に関する合意形成）

- ・ 小規模の課題の可視化と共有
- ・ 統合効果の共通理解 等

（魅力ある学校づくり）

- ・ 魅力的なカリキュラムの導入
- ・ 施設整備の充実 等

（統合により生じる課題への対応）

- ・ 児童生徒の環境適応支援
- ・ バス通学による体力低下への対応
- ・ 廃校校舎の地域拠点としての活用 等

④小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

【内容例】

（小規模校の良さを生かす方策）

- ・ 少人数であることを生かした教育活動（外国語の指導や実技指導等）の徹底
- ・ 地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

（小規模校の課題を緩和する方策）

- ・ ICT の活用による他校との合同授業 等

別紙2「学校の適正規模等の基本的な考え方」

<お伺いする内容>

1. 国や県が示す適正規模等の方針を踏まえて、あなたは、学校の適正規模等に対して、どのようなお考えをお持ちか教えてください。(別紙1「国・県による適正規模等の考え方」参照)

2. アンケート結果などを踏まえて、韮崎市における望ましい適正規模（特別支援学級を除く）について、ご意見を教えてください。

(1) 小学校：各学年____学級以上を基本とすることが望ましいという学級数と、その理由・ご意見等

(2) 中学校：各学年____学級以上を基本とすることが望ましいという学級数と、その理由・ご意見等

3. 国の標準を下回る学級数の学校について、ご意見を教えてください。

なお、統合（統合先の学校名）や存続（存続の場合は充実策）、また、その理由については、必ずご記入をお願いします。

（1）穂坂小学校

統合（統合先の学校名）や存続（存続の場合は充実策）についてと、その理由

その他のご意見等

（2）韭崎北西小学校

統合（統合先の学校名）や存続（存続の場合は充実策）についてと、その理由

その他のご意見等

(3) 上記(1)(2)以外の小中学校に対するご意見等

4. その他のご意見等

*お仕事終わりなど、お忙しい中、ご協力くださりありがとうございます。